

公益社団法人西宮市シルバー人材センター会費規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人西宮市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 正会員が、一事業年度に納入すべき額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員の会費は、年額 2,400 円とする。
- (2) 特別会員の会費は、無会費とする。
- (3) 賛助会員の会費は、一口年額 2,400 円とする。

2 事業年度の途中で入会した正会員の事業年度の会費は、月割とする。

(会費の納入)

第3条 正会員会費は、毎年1回4月末日までにこの法人の方法により納入するものとする。但し、新規入会申込者は、入会申し込みと同時に納入するものとする。

2 正会員が当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(会費の使途)

第4条 正会員会費は、一事業年度における合計額の50パーセント以上を当該年度の公益目的事業に使用し、賛助会費は、全額を公益目的事業に使用する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、会費に必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。